

特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

AMDA 社会開発機構は、経験を積み、能力を高めたスタッフと、ともに困難な課題に取り組んでいきたいと考えています。そのため、スタッフがそれぞれの生活において仕事とのバランスを取りながら多様な経験を積むことを望んでいます。出産、子育て、介護といった、困難が予想される時期も、その負荷を過度に個人に負わせることなく、スタッフがやりがいをもって働き続けられるよう支援し、それが事業地でのより良い活動につながるよう以下の行動計画を策定し、実施します。

1. 計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日

2. 内容

目標1 計画期間3年間の平均で、年次有給休暇の個人取得率70%以上の職員の割合を、67%（2025年度）から70%以上に引き上げる。また、取得率が著しく低い（50%未満）職員をゼロにし、全職員が心身ともにリフレッシュできる環境を整える。

取組内容

- 毎年4月：前年度の取得状況を把握し、年次有給休暇付与の際、全職員に対して付与日数および取得促進に関する周知を行う。
- 毎年4月～3月：上長および総務部長との個別面談の際に前年度目標に達しなかった職員から阻害要因を聞き取り、対応する。

目標2 介護・育児を含むワーク・ライフ・バランスに関する支援制度等の情報提供を強化し、職員が必要になった際円滑な支援につながるよう準備する。

取組内容

- 年4回程度：在外職員の本部勤務の機会に本部職員の希望者も含め、介護に関する情報提供を行う
- 随時：実際に介護・育児に携わる職員との面談を行う

以上